

令和5年度随意契約【設計・調査・測量】

(円)

No.	発注所属	契約の名称	根拠条項	随意契約によることとした理由	請負業者商号	契約締結日	契約金額 ※
1	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その1）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社佐藤アセットプランニング	令和5年6月20日	1,101,870
2	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その2）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社共立鑑定所	令和5年6月20日	1,101,870
3	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その3）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	永瀬不動産鑑定事務所	令和5年6月20日	1,088,010
4	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その4）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	有限会社みづほ不動産鑑定	令和5年6月20日	1,094,940
5	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その5）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	上杉不動産鑑定事務所	令和5年6月20日	1,101,870
6	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その6）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	小暮不動産鑑定事務所	令和5年6月20日	1,081,080
7	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その7）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	岩崎総合鑑定株式会社	令和5年6月20日	1,067,220
8	資産税課	令和5年度固定資産（土地）標準宅地時点修正業務（その8）	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	当初業務を履行した者でなければ鑑定価格の不均衡が生じ不利となるため	株式会社赤熊不動産鑑定所	令和5年6月20日	1,060,290
9	都市計画課	令和5年度上尾市都市計画基本図等作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社バスコ さいたま支店	令和5年7月12日	5,181,000
10	建築安全課	指定道路図等作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社バスコ さいたま支店	令和5年9月14日	1,375,000
11	建設管理課	水路台帳整備業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社バスコ さいたま支店	令和6年1月29日	858,000
12	建設管理課	道路台帳整備業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社バスコ さいたま支店	令和5年8月1日	21,681,000
13	道路河川課	令和5年度埼玉県土木横算システム運用管理業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	設計・開発・製造等をしている者でなければ履行できない業務であるため	埼玉県住宅供給公社	令和5年4月1日	1,174,140
14	下水道施設課	公共下水道台帳作成業務	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	既導入の地理情報システムを運用している者でなければ履行できない業務であるため	株式会社バスコ さいたま支店	令和5年7月28日	10,890,000

※ 「契約金額」は消費税を含む額です。